

琉球大学学術リポジトリ

フランスにおける〈association〉と〈pouvoir〉（一）

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高作, 正博, Takasaku, Masahiro メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1792

フランスにおける〈association〉と〈pouvoir〉(一)

高作 正博

目次

はじめに

- 1 フランス法における結社の位置——二極構造モデルから三分構造モデルへ——
- 2 議論の対象
- 3 議論の制約——法規定の不存在と判決の過少——
 - 一 〈association〉の自由
 - 1 結社制度
 - 2 結社の自由の内容
 - 3 結社の自由と懲戒権
- 二 〈association〉の〈pouvoir〉
 - 1 司法統制の範囲 (以上本号)
 - 2 取消訴訟
 - 3 賠償訴訟

4 一九七一年以降の判例傾向

三 分析視角としての〈pouvoir〉

1 「権力」分立の視点——A・メストルの「並行的評価」論——

2 懲戒「権」の視点——権利・職分権二分論——

3 国家「権力」による自由の視点——多元主義論——

おわりに

はじめに

本稿では、結社の懲戒権に対する裁判所の統制手法とその基礎を明らかにしていく。この作業を通じて、結社と構成員との関係に国家がどのように関わっていくべきか、という問いに関する「フランスモデル」のごときものがある程度姿を見せるものと思われる。これはまた、わが国における部分社会論や人権の私人間効力論を検討する際の別の視点を提供することになるといえる点でも、比較法的な意義を持つものと思われる。検討を進めるに際し、まずは、フランス法における結社の位置、本稿で対象とされる結社の意義、さらに、議論を制約する諸要因について簡単に触れておきたい。

なお、表題を「〈association〉と〈pouvoir〉」としたことについて若干説明をしておく。本稿が結社の懲戒権を対象とするものである点で、「〈association〉の〈pouvoir〉」あるいは「結社の懲戒権」とすべきではないか

と思われるかもしれないが、しかしそれでは不十分である。本稿は、〈association〉の〈pouvoir〉を検討するに際し、後述するように、正に〈pouvoir〉の視点から一定の示唆を得ようとするものだからである。このような視点を考慮するとき、〈association〉と〈pouvoir〉との関連は、複雑な側面を持つことになろう。また、〈association〉の語については、元来、「非営利社団」を意味するものであるが、単に「結社」と表記する場合もあることをおことわりしておきたい。

1 フランス法における結社の位置——二極構造モデルから三分構造モデルへ——

フランスでは、革命期に中間団体否認の思想が背景となって、さまざまな中間団体が法によって否定されていた。その際に敵視の対象となったのは、職業組合的なものから宗教団体、大学などあらゆるものを含むものであった。このことの意義については、樋口陽一教授が指摘しているところが参照されるべきである。「結社を解体してゆくことこそが市民革命の課題として追求されていたのであり、いったん結社の禁止という段階を通過することによってはじめて、のちに近代立憲主義の確立期に、自由な諸個人の結合を保障するものとしての結社の自由の保障が、日程にのぼってくるようになるのである」¹⁾。主権による二極構造モデルの確立である。

第三共和制という近代立憲主義の確立期になって、結社の自由はようやく法的に承認されるに至る。それが「結社契約に関する一九〇一年七月一日の法律」である。J・シュヴァリエによれば、この法律自体は、公と私の二極構造モデルを修正するものではなかったが、公と私の中間的な領域、即ち結社領域の自律性を主張する「結社イデオロギー」の出現が、社会構造の変化をもたらしたとする。彼によれば、この社会構造の変化は、三つのレヴェルで確認されうる。第一に、「一般利益は、もはや議員や公務員の指導者から強化されて由来するものとは思われて

おらず、社会的要求間の仲裁の結果として現れる。一般利益の基礎に、必然的に、構成員の個別的、断片的、競合的利益が見出されるのである」。第二に、公的領域と私的領域の「社会的活動の総体を規律する、交差的かつ共通の価値が存在する。行政は、例えば私企業と同様に、効率と利益の要請に従う」。第三に、「公と私との境界は、もはや水も漏らさないものではなく、浸透性のあるものであり、その浸透性は、もはや例外的なものではない」。このような二極構造の図式の段階的消滅という状況の下で、一般利益とも個別利益とも異なる団体利益の固有性、およびこれを防衛することを任務とする中間領域の自律性が認められるのである。²⁾

2 議論の対象

以上のように結社の位置づけを明らかにした上で、今度は議論の対象を明確にしたい。フランスにおける団体内部の紛争に関する判例理論を分析するためには、一方でできるだけ多くの団体を視野に入れるという要請と、他方で統一された理論が形成され得る範囲の団体に限定すべきという要請とが働くように思われる。そこで、以下のような限定を行うこととする。

第一に、営利社団 (sociétés) を対象から外し、非営利社団 (association) に限ることとする。これは、法的取扱いの変化に関する両者の違い、ないし、営利追求という目的が裁判所の統制に与える影響の回避を意識したものである。

第二に、本稿の対象は、原則として一九〇一年法の適用を受ける非営利社団に限定する。しかし、後述するように、一九〇一年法制定以前に設立を認められていた職業組合をも含めることとする。

第三に、以上の限定をクリヤーした団体であつても、中には、組織の性質が私的であるのに判例法上行政機関で

あると判断されたものや、組織の性質自体は私的なものであるがその行為の性格が行政行為であると判断されたものが見られる³⁾。これらの団体によって行われる活動・処分については行政庁の監督が及び、紛争が生じた場合にも司法裁判所ではなく行政裁判所あるいはコンセイユ・デタによって処理される。公的な性格の有無によって統一的な理論の究明が妨げられることをさけるため、ここでも一定の限定が為されなければならない。従って、本稿では司法裁判所の対象とされる団体に限定することとし、これらの団体の紛争は考察の対象からは除かれる。

3 議論の制約——法規定の不存在と判決の過少——

結社の懲戒権に対する司法裁判所の判例を検討するに際し、多少なりともそれを制約する要因について指摘しておきたい。

第一に、法規定の不存在である⁴⁾。結社とその構成員との関係については立法者が関心を示さなかつたのであり、このことが、司法統制のあり方にも影響を与えている。即ち、立法者の無関心のために、懲戒権限の性質や限界は、裁判官によって明らかにされねばならなかつたのであるが、それと同じように、統制の及ぼし方についても、裁判官は独自の判断で訴訟を解決していった⁵⁾ということが言える。

第二に、判決の過少である。そこで、この過少がどのようにして説明されるのが、検討されなければならない。モランジュは、その理由として構成員の協調や幹部による法の遵守の可能性を認めつつも、次の二つの理由を挙げている⁶⁾。

第一の理由は、純粹に心理的な説明である。結社の構成員はたとえその執行部との間で紛争が生じたとしても、その種の紛争が法によって解決されるような問題ではないという意識を有しているのである。そのため、構成員は、

裁判所ではなく他の構成員に対して、自らの利益を主張しようとする。

第二の理由は、心理的かつ実質的なものである。例えば、団体から不正に排斥された構成員の例を取り上げるならば、後述するように、裁判所は、その判断によって彼の権利が承認され、道徳的な報復をも果たすという満足を与えるだけでなく、結社への地位の回復を命じることも可能とされる。しかしながら、現実には、復職した構成員は同僚の敵意と脅威にさらされたり、隔離 (*mise en quarantaine*) されたり、またその意見が故意に無視されたりすることがあり、そのことを考慮して、裁判官も精神的満足しか認めない。そういう考え方が一般に広まっているために、訴訟があまり利用されないという状況が生じるのである。¹⁾

ただ、研究に際しては、職業組合に関する判例、及び一九〇一年法制定以前の判例をも必要に応じて考慮に入れることができる。²⁾ 前者の職業組合は、もともと非営利社団 (*association*) に含まれるのであり、ただ個別立法が存在するため、一般的に一九〇一年法によって規律されないというだけの団体であるから、ここに含めても問題はなく、後者の一九〇一年法制定以前の判例についても、事実上この法律が団体と構成員間の問題について規律しておらず、判例も修正を迫られなかったのであるから、研究の対象に含めても問題はない。

一 〈Association〉の自由

結社の懲戒権を検討するに際し、結社の自由に関する簡単な説明を試みた後で、結社の自由の具体的な内容を明らかにしておきたい。

1 結社制度

一九〇一年七月一日法は、「結社の自由」の保障について、以下のような定めを置いている。

(1) 結成の自由 結社の結成については、一九〇一年法は、三つのカテゴリーを定義している。つまり、①無届出非営利社団 (association non déclarée)、②届出非営利社団 (association déclarée)、③公益性承認非営利社団 (association reconnue d'utilité publique) である。

① 無届出非営利社団 非営利社団は、不法、法律もしくは善良の風俗に反する原因または目的に基づいて設立され、あるいは国土の保全と政府の共和主義的形態を侵害するものでないかぎり、事前の許可も届出もなく、自由⁹⁾に結成される(二・三条)。

従って、一九〇一年法は、結社を結成する自由を正式に認めた法律としてその価値を認めることができる。しかし、この無届出非営利社団は法的能力を有さず(二条)¹⁰⁾、法人格をもたない団体とされている。

② 届出非営利社団 非営利社団は、一九〇一年法五条に定められる届出を為すことにより、法人格を取得する。即ち、非営利社団は、主たる事務所の存する県の知事あるいは郡の副知事に対し、結社の名称・目的、事務所所在地、管理者・指導者の氏名・職業・住所を届け出る¹¹⁾。届出が要求されることによりその自由原理は後退するが、実際には行政当局により自動的に記録されるに止まるため、その法人格の取得は全く自由であるといえる¹²⁾。しかし、後に見るように、その法的能力はかなり制限されている。

③ 公益性承認非営利社団 一九〇一年法一〇条は、非営利社団に対し公益性の承認を与える場合を定めている。即ち、非営利社団は行政規則 (règlement d'administration publique) という形で示される命令によって、公益性を承認され得るのである¹³⁾。この公益性の承認は、公権力による管理統制を前提としており、非営利社団に対

し、国、県、市町村からの補助金や、個人からの贈与および遺贈を受けることを可能にしているが、その承認は公権力による裁量的評価に従うものであるため自由は消滅しているといえる。⁽¹⁵⁾

(2) 結社の能力 この点については、すでにのべた結社の三つのカテゴリーごとに説明されなくてはならない。なぜならば、非営利社团は、その法人格の有無と権利能力の程度の違いにより区別されたものだからである。

① 無届出非営利社团 非営利社团は、法律上の能力も法人格も有しないことの結果、訴訟は構成員全員の名で為さなければならない、社团は固有の財産をもたない、自己の名で動産・不動産を有償無償で取得できない、等の法的効果を伴っている。⁽¹⁷⁾

しかし、届出のない社团を認める以上は、これらに存在のための物質的手段を拒否することは許されない、とす
る見解がとられるにいたつたため、社員に分担金の徴収、定款違反の場合の社員の違約金の支払請求、出資の受領を適法に行い得ることが認められている。⁽¹⁸⁾

② 届出非営利社团 一九〇一年法六条は、以下のように規定して、この非営利社团の法的能力を制限している。つまり、「すべて適法な届出非営利社团は、一切の特別な許可なくして裁判に出廷し、有償で取引をなし、国、県および市町村の補助金以外に「以下のものを」所有し管理することができる」として、構成員の会費や集會場所、非営利社团の目的達成に必要な施設などを限定的に列挙しているのである。⁽¹⁹⁾ モランジュは、このような規定を以て、届出非営利社团に「*petite personnalité*」或いは「*petite personnalité civile*」⁽²⁰⁾、「*personnalité civile restreinte*」⁽²¹⁾という性格を与えたものと述べている。

本条によって規定された法的能力の制限は、しかしながら、判例および行政による自由主義的な解釈により緩和されていった。⁽²²⁾

③ 公益性承認非営利社団 公益性の承認を受けた非営利社団は、定款の禁止している行為のほかは、契約その他の私法的行為を自由に行うことができる(一一条)⁽²³⁾。このような性格をとらえて、モランジュは、公益性承認非営利社団が〈grande personnalité〉を有するものとしている⁽²⁴⁾。これは先の〈petite personnalité〉に対応するものである。

しかし、この非営利社団に対しても、若干の制限は付されている(一七・一一条)⁽²⁵⁾。

2 結社の自由の内容

「結社の自由」は、具体的には結社の結成についての自由、および結社の活動の保障として現行法上実現されている。従って、フランスの法制度上は、「結社の自由」とは、結社を結成するという個人の自由、及び結成された結社自体の活動という団体の自由の両者を含むものとして理解されなければならないであろう。

ここで重要なのは、結社の同一性の保障である。モランジュによれば、結社の同一性の保障には、①創設者の規約作成の自由、②名称の権利、③懲戒権、④結社の存在理由の保護を含むとされる⁽²⁶⁾。ここで、モランジュの次の指摘が注目されるべきである。「民主制においては、画一的に押しつけられたモデルが全く反映されていない結社は、それぞれ *personnalité* を有している」。この固有の *personnalité* の取得は、「法が、結社にその規約 (*statuts*) を自由に作成する余地を残しているということに由来する」⁽²⁷⁾。その意味で、自由な規約の作成は、結社がそれぞれの個性を有する存在であることを可能にする。それ以外の名称、懲戒権、存在理由についても同じことが言える。

3 結社の自由と懲戒権

結社の同一性の保障の一内容として挙げられる懲戒権について、以下では、その性質、範囲、限界、保有者について説明を加えていく。

(1) 懲戒権の性質 このでいう懲戒権 (pouvoir disciplinaire) は、モランジュが、ルガルとプレット・ド・ラ・グレッツセイユの言葉を引用しながら説明しているように、「団体の存在理由であるところの団体利益の目的に応じた行動を強制するため、特定の制裁によってその構成員に行為規範を課すことを目的とする法的権限」と定義される⁽²⁸⁾。結社が、その目的達成のために、構成員に一定の作為または不作為を為すことを強制し、それに違反したものに對しては、何らかの制裁罰を科す権限を懲戒権というのである。

このように定義される懲戒権の性質をどのように捉えるかという点については、大きく二つの見解が分かれている⁽²⁹⁾。第一の見解は、懲戒権を団体とその構成員との間で締結される契約に根拠づけるものである。これによれば、懲戒権の性質は、契約者の一方が他方の契約者と同意して自分の下に留保しておく、「個人主義的かつ契約的性質の権利」とされる。それに対し、第二の見解は、懲戒権を結社の存在自体に根拠づけるものである。団体が、一定の目的達成のために設立され、その目的も適法なものである限りにおいて、団体がその構成員の個々人の活動を統制するという権限は不可欠のものとされ、それ故、懲戒権の性質は、それが団体の利益のために行使されるから、「社会的かつ非個人主義的」性質の権利とされる⁽³⁰⁾。

この二つのうち、第一の契約説が有力であり、判例もくり返しその見解を確認してきたとされている。この契約説の論者は、結社を「契約」であると明確に規定した一九〇一年法一条の文言を根拠としているようである⁽³¹⁾。しかし、モランジュは、次の点を指摘して第二の制度説を妥当としている。①まず、「その権限が、契約に基づいてい

ようとそうでなかりうと、あらゆる人的団体に存在する」ということである。②また、懲戒権は、あくまで団体に帰属するのであって、契約を締結した個人には帰属しないということである。③さらに、契約説によれば、規約がそれを規定していない場合や、後述する防禦権を規定していない場合に、懲戒権行使の条件に関し、妥当な適用の余地を認めないということである。

以上のような懲戒権の性質に関して、裁判所は以下のような立場を採った。即ち、懲戒処分の規定は、団体の規約の中に規定されることが多いが、その規定を欠いている場合でも団体側の懲戒権が否定されることにはならないということである。この結論は、不文条項 (*clause implicite*) の存在を認めることによって、判例が前提とする契約説からも導き出すことができる。また、懲戒処分に関する規定が規約にない場合でも、その権限の存在自体は認められるので、その限界が設定されなければならないことである。既に述べたように、規約の作成については、立法は法律の遵守以外に何も課していないために、懲戒権の限界は個別的ケースを通じて裁判によって確定されていったのである。

(2) 懲戒権の範囲及び限界 懲戒権は、その私的団体内部で行使されるという性格から、次のように対象・懲戒処分の種類について二重に限定される。

まず、懲戒権の対象については、当該団体の構成員に限定される。構成員がただ構成員たる資格を有する限り、懲戒処分の対象となるのである。また、それによって、懲戒処分は、構成員がその団体に所属する期間中に為した行為に対してしか、宣言されないとすることも帰結される。ただし、後者については、構成員が詐欺的方法により事実を隠して入会した場合が例外として考えられる。懲戒処分は、構成員の加入以前の行為に基づいて、行使されることになるからである。

次に懲戒処分の種類については、私的団体に、拘禁のごとき刑罰によって個人の自由を侵害することを認めることはできないという制約が課せられる。従って、懲戒権の行使として考えられるのは、譴責、戒告等の精神的性格の制裁、あるいは、罰金という金銭的性格の制裁、団体からの除名という最も重い制裁等に限られるであろう。³⁶⁾

(3) 懲戒権の保有者 懲戒権について、法や公序に反しない限りにおいて、団体の自律性に任せている法制度の下では、その懲戒権の保有者、及びその役割を決定するのは、各団体の規約である。従って、そこには多様な形態が見られるところである。結社が、本来、結社契約 (contrat d'association) によって結成されたものであることからすれば、構成員全員が参加する形態において、懲戒権の行使が決定されるのが望ましいことになる。そのため、「総会」(Assemblée générale) が適任と見なされることになる。しかし、その他にも「執行部」(Bureau)、「委員会」(Comité)、「理事会」(Conseil d'administration) 等の団体の執行機関に懲戒権を帰属させるものもある。さらに、重大な罰則は総会に、比較的軽い罰則は執行機関に任せることもある。³⁷⁾

ただ、懲戒権の存在自体の問題と同様に、規約がその保持者についての規定を置いていない場合が問題とされなければならない。まず、規約が、そのことについて一切触れていない場合には、結社の最高機関である総会の権限として認められなければならないであろう。また、規約が結社と構成員との間で生じる問題を解決する権限がある機関に付与している場合には、その権限が懲戒権をも含むと考えることもできるであろう。³⁸⁾ いずれにしても、規約に明文のある場合、そうでない場合を問わず、懲戒権の範囲・種類、保有者が確定されうることは、その存在自体の問題におけると等しく、異論がない。

II 〈association〉と〈pouvoir〉

ここでは、結社の懲戒権に関する判例を見ていく。ここから得られるフランス法の状況は、独特なものに映るであろう。但し、判例の検討にはいる前に、司法統制の範囲について先に述べておきたい。

1 司法統制の範囲

結社の活動が対外的に行われた場合に、第三者との間で紛争が生じることがあるが、その場合には普通法(Droit commun)の適用によつて処理されることについては問題がない。ここでは、懲戒権に対する司法統制の範囲如何ということが研究の対象であるため、裁判所のコントロールは、結社とその構成員との間で紛争が生じた場合に問題とされることになる。

古くから活用され、かつ現在においても見られる制度として、「排斥」(*mises à l'index*)がある。この「排斥」とは、団体、特に職業組合(*syndical professionnel*)が、それに加盟していない個人、あるいはそれと対立している個人を企業のような団体から排除することを要求するということを意味している³⁹。組合がストライキをほめかして圧力を加え、組合と意見を異にする労働者を解雇するよう使用者に要求するこの「排斥」は、特に一九世紀末に頻繁に見られたようである。

このような問題に対し、破毀院は以下のように述べて、「排斥」の違法性を認めた。「刑法四一六条の廃止以来、職業組合が暴力や不正手段(*manœuvres frauduleuses*)に訴えることもなく、その構成員の同意に従つて使用者に向けられたストライキの威嚇は、それが、職業上の利益(*intérêts professionnels*)の防禦を目的としている場

合には合法であるとしても、労働者が結社を脱退しそこには戻らないという理由で彼の解雇を使用者に強要することを目的とする場合には違法である。その場合に、その威嚇が実際に為されるのであれば、他者への権利侵害が存在することとなり、職業組合は解雇される労働者に対する損害賠償責任を課せられるべきである」と判断したのである。⁽⁴⁾従つて、この判例により、労働組合はただ職業上の利益のために行動し得ることが明らかにされたが、その反面、団体に対し個人の権利を尊重させるという態度も示している。

しかしその後、使用者が職業組合と締結した、組合所属の労働者しか採用しないという内容の契約の合法性が問題となった事件について、破毀院は以下のように判示した。即ち、「デュエ裁判所が判断したように、協調の相互的要求から、また職業上の利益の配慮から締結された契約は、違法ではな」く、「前述の一二条によつて、使用者が、特別な範囲においてしか労働者を採用しないという義務を負い、また、全く自由にその従業員を選ぶ権利を放棄したのであれば、その放棄が純粋に一時的なものでありかつ他の労働者を害するという考えを動機としていない場合には、一八八四年三月一二日法の規定に反しない」とした。さらに、そのような契約に基づいてなされた解雇も「使用者に対して行使される精神上的の圧迫によつてではなく、集団契約 (contrat collectif) から生じる義務を果たすという使用者の意思によつて為された」のであれば違法行為とはならないと判断したのである。⁽⁵⁾しかし、この契約は、公序 (l'ordre public) に反するものと考えるべきとする批判もある。⁽⁶⁾

このような「排斥」の例からもわかるように、司法統制は、結社とその構成員との間で生じた紛争にも及ぶとされることになるが、さらにまた、結社の懲戒権の問題であれば、全て司法統制の範囲に含まれてくるのが問題とされなければならない。

この点に関し次のような判例がある。即ち、団体の構成員に対して、その団体内部の紛争の裁判所への出訴を禁

止した規約は、公序に反し無効であると同時に、「物質的利益の結社においては、一人あるいは多数の構成員のために他の者を除名する権利を認めることはできない」として、利己的な目的による除名のみが裁判所の統制に服するとした⁽⁹⁾。これは、その構成員の物質的利益が侵害されているからである。しかし、モランジュは、この判決は非難されるべきとし、精神的利益が金銭的利益と同じように重要であると述べている⁽¹⁰⁾。このモランジュの指摘によれば、金銭的性格を有する罰金や除名のみならず、精神的性格の制裁についても司法統制は及ぶということになる。

注

- (1) 樋口陽一「比較憲法」[全訂第三版]（青林書院、一九九二）七五頁。
- (2) J. Chevalier, *L'association entre public et privé*, R.D.P., 1973, p. 887 et s.
- (3) 滝沢正「フランス法における私人の行政行為」上智大学法学会「上智大学法学部創設二十五周年記念論文集」（一九八三）四〇三頁以下。なお、同論文によれば、前者の例としては沼の干拓および洪水・火災予防をもつばら活動対象とする地主組合 (*association syndicale de propriétaire*) や、以前は私法人の一種である公益認定施設法人として認められながら、その後の判例・法律によって公施設法人の性格を認定された職業会議所 (*chambre professionnelle*)、そして、専門職同業団体 (*ordre professionnel*) がある。最後の専門職同業団体は同業組合的性格の強い制度で、弁護士・代訴士・証券仲買人等による裁判所付属吏 (*officier ministériel*) 団体、医師会、歯科医師会、助産婦会、薬剤師会、獣医師会、建築士会、公認会計士会、測量士会など多数存在しており、争いのあるものの公法上の制度と性格づけられるものである。後者の例としては、行政的公役務 (*service public administratif*) を行うものとして、害虫駆除組合 (*groupement de défense contre les ennemis des cultures*) が、また商工業的公役務 (*service public industriel commercial*) を行うものとして、エール・フランスが挙げられる。特に、専門職同業団体につき、高宅茂

- 「フランスにおける専門職同業団体」法時五三巻五号（一九八一）一〇八頁以下参照。
- 以下の説明は、J.Morange, *La liberté d'association en droit public français*, P.U.F., 1977, p.237に負う。
- (4) J.Morange, op. cit., p.238.
- (5) J.Morange, op. cit., p.238.
- (6) J.Morange, op. cit., p.239.
- (7) J.Morange, op. cit., p.239.
- (8) J.Morange, op. cit., p.238.
- (9) 山本桂「教授たよれば」、同法三条で定められた結社契約の無効事由は特に存在しなくても同一の結果になるといふ。なぜならば「同法は、すでに第一条で非営利社団がその効力に関し契約および債務に適用される一般原則によって支配されるものとするから、民法第一一三一条から第一一三三条までの規定が当然に適用され、違法な原因および目的をもつものはできない」と考えられるからである。山本桂「『フランス企業法序説』(東京大学出版会、一九六九)九七頁注(一)。
- (10) Duvergier, t.101, p.264.
- (11) Duvergier, t.101, p.265.
- (12) J.Morange, op. cit., p.75.
- (13) J.Morange, *Droit de l'homme et libertés publiques*, P.U.F., 1997, 4^e éd. revue et augmentée, p.247.
- (14) Duvergier, t.101, p.271. *ヤソフ* の承認は、コンサント・ネタが与えるものとされてゐる。山本・前掲(9)一〇一頁。
- (15) J.Morange, op. cit., p.246. 山本・前掲(9)一〇一頁注(三)。
- (16) J.Morange, *La liberté d'association en droit public français*, p.75.
- (17) 山本・前掲(9)九六頁。
- (18) 山本・前掲(9)九六頁。

- (19) Duvergier, l. 101, p. 266.
- (20) J. Morange, op. cit., p. 75.
- (21) J. Morange, Droit de l'homme et libertés publiques, p. 247.
- (22) J. Morange, op. cit., p. 247. キリヒは「判例によつて」①一定の条件の下で商業活動を行うこと、②動産・不動産の出資や、③キリヒが認められ「行政によつては」現実贈与 (les dons manuels) が認められたことが指摘されている。
- (23) Duvergier, l. 101, p. 271.
- (24) J. Morange, La liberté d'association en droit public français, p. 75.
- (25) Duvergier, l. 101, p. 271, 277.
- (26) J. Morange, Droit de l'homme et libertés publiques, p. 251.
- (27) J. Morange, La liberté d'association en droit public français, p. 141.
- (28) J. Morange, op. cit., p. 237.
- (29) J. Morange, op. cit., p. 144.
- (30) J. Morange, op. cit., p. 144.
- (31) J. Morange, op. cit., p. 144.
- (32) キリヒの「契約説によれば懲戒権は認められないが、制度説によれば認められる」ということになる。もっとも、契約説の中にも黙示の合意の存在を認めて懲戒権を肯定する見解もある。
- (33) PlanioI, Note sous Aix 23 novembre 1904, D. 1905, 2, 121.
- (34) J. Morange, op. cit., p. 239.
- (35) J. Morange, op. cit., p. 236, note 1.
- (36) J. Morange, op. cit., p. 239.
- (37) J. Morange, op. cit., p. 146.

- (38) J.Morange,op.cit.,p.147.
- (39) J.Morange,op.cit.,p.236.
- (40) Civ.22 juin 1892, Joost c.Syndical du Jallieu, D.P.1892,1,449.
- (41) Civ.24 octobre 1916, Raquet, Nollot et Begein c.Syndicat des travailleurs du bâtiment, D.1916,1,246.
- (42) J.Morange,op.cit.,p.237.
- (43) Tribunal civil de la Seine,15 janvier 1907,Gaz.Pal.,1907,2,194.
- (44) J.Morange,op.cit.,p.240.